

令和2年3月5日

組合員各位

新型コロナウイルス感染拡大防止への学習塾の対応について 第3報

全国学習塾協同組合 理事長 森 貞孝

1. 3月上旬(いわゆる国の小中高休校要請期間)後についても、現在人が集まるイベントや会合が次々に中止や延期になっています。
3月16日以後の学習塾の指導及び春期講習の実施がどのような形になるのかについて、全く見通せません。組合としては順次状況を発信していきますので、参考になさってください。
2. 政府は新型コロナウイルスによる業況の悪化している業種に対して、セーフティネット保証5号の信用保証を行うことを決定しました。これに学習塾も追加業種になりました。これは従来の信用保証協会の保証による融資とは別に、融資枠の80%までを信用保証協会が保証するものです。AJCの組合員塾も申請が可能ですが、①直近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少②2月以降直近なら3月・4月の売上高見込みでも可③売上高の減少については市区町村長の認定が必要です。
3. アンケートの結果、多くの塾でマスク・消毒用アルコールの不足があることから、組合としてまとめて発注を致しました。当面入荷の可能性はないかもわかりませんが、入荷次第ご連絡いたします。
4. マスクや消毒用アルコール以外に、電車の手すりやつり革、階段の手すりなど多くの人の手が触れる部分に触れることはリスクが高いと言われていています。教職員の方のリスクを減らすために手袋をされることをお勧めします。なお手袋を購入できない場合は、組合事務局にご連絡ください。
5. 千葉県のあるいくつかの学校では、3月の休校分の補講を夏休みに実施すると通知しています。この場合、塾の夏期講習には大きな影響が出るものと考えられます。各塾の先生方のところで何か新しい情報があったらご一報ください。
6. 学校休校中の子ども達達の生活指導、学習指導について、細心の感染拡大防止への注意を払いながら、それぞれの自己責任でご判断ください。